

第5章 その他の取組

1. 取組の体系

【基本理念】「子どもと大人が感動とよろこびを共有できるまちづくり」

1 「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくり

- | | |
|---------------|--------------------|
| ①保育園等の充実 | ⑤障がい児支援施設・サービスの充実 |
| ②幼稚園、学校教育等の充実 | ⑥要支援児童保育・特別支援教育の充実 |
| ③多様な保育サービスの提供 | ⑦地域における子育て支援の充実 |
| ④学童保育の充実 | |

2 子どもの健やかな育ちを保障するまちづくり

- | | |
|--------------------|------------------|
| ①ひとり親家庭・生活困窮家庭への支援 | ⑦乳幼児の健康の推進 |
| ②障がい児のいる家庭への支援 | ⑧医療機関との連携 |
| ③障がい児への支援の充実 | ⑨医療費支援制度の充実 |
| ④青少年の心のケア | ⑩不妊治療助成の充実 |
| ⑤児童虐待の防止 | ⑪青少年を取り巻く生活環境の浄化 |
| ⑥幼いころからの人権学習の推進 | |

3 子育てによるよこびや生きがいを感じるまちづくり

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| ①妊産婦保健・子育て世代包括支援センター事業の充実 | ④ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 |
| ②行政における男女共同参画の推進 | ⑤子育てに関する情報提供の充実 |
| ③家庭での役割分担の見直し | ⑥からだと性、家庭生活に関する知識習得機会の充実 |

4 協働による子育て支援

- ①ゆとりある就労環境整備に向けた啓発
- ②子育てサークル等への支援充実
- ③家庭・学校・地域の連携強化
- ④ファミリー・サポート・センターの充実
- ⑤地域活動の促進と充実<各種教室や親子ふれあい事業の充実>
- ⑥地域活動の促進と充実<スポーツ・レクリエーション活動>
- ⑦公共機関や民間事業所等への啓発
- ⑧子育てに優しい生活環境づくり

2. 「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくり

【現状と課題】

保育分野では、令和元年4月の時点において待機児童が発生しており、その要因としては企業の人材不足と女性就業率の拡大や育児休業制度の普及による離職率の低下などがあるものと考えられます。

このことから子どもの成育環境や安心して子育てができる環境を整えるため、充足できる保育施設の整備を行うことが喫緊の課題です。合わせて、待機児童が生じた要因の一つに、両親の共働きなど雇用・労働における社会環境の変化が考えられることから、同様に家庭での保育が困難であるため、利用される学童保育所についても利用者動向を注視しながら施設の整備を考えていく必要があります。

また、発達や障がいなどの課題を抱える児童、医療的ケアが必要な児童については、総合的な支援体制の充実を図るとともに、円滑に適切な学校・学級に接続できる取組を引き続き行うことが求められます。さらには、社会・経済など国際化の進展に伴い、今後ますます外国人労働者が増加していくことが見込まれることから、これらの子どもが円滑に教育・保育等を利用できるよう必要な支援を行っていくことが求められます。

これらの取組に加え、子どもたちが利益を享受するため、地域子育て支援センターひなたぼっこや子育て世代包括支援センター（すくすく親子サポートカウンター）において、保護者に子育てに関する情報提供や支援を行うことによる全体的な子育ての水準維持・向上に取り組んでいくことも重要です。

【施策の方向】

子ども・子育て支援については「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。その際に子どもたち一人一人の権利を保障します。

【主な取組】

①保育園等の充実
安全面に配慮した施設・整備の維持・管理 / 保育所等の整備
②幼稚園、学校教育等の充実
市立幼稚園施設の補修・改善の継続 / 防災・防犯面などの安全性に十分配慮した市立幼稚園施設・設備の整備 / 城陽市学校施設等長寿命化計画に基づく効率的かつ効果的な改修 / 市立幼稚園における一時預かり事業の充実検討 / 円滑な就学に向けた保幼少連携の推進
③多様な保育サービスの提供
延長保育事業、一時保育事業、休日一時保育事業の実施 / 病児・病後児保育事業の実施 / 病児対応型病児保育実施施設の拡大検討 / 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の継続 / 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の検討 / 病児・病後児保育事業の実施
④学童保育の充実
安全面に配慮した施設・整備の維持・管理 / 学童保育所の整備検討
⑤障がい児支援施設・サービスの充実
ふたば園の事業内容の継続 / 医療的ケア児支援のための連携体制づくり
⑥要支援児童保育・特別支援教育の充実
保育園・幼稚園における要支援事業保育・特別支援教育の継続 / 個々の児童生徒のニーズに応じた教育的支援の推進 / 障がいへの理解や人権尊重意識の習得のための教育の推進
⑦地域における子育て支援の充実
各種連携による「あそびのひろば」事業の継続 / 民生児童委員協議会、地域子育て支援センターひなたぼっこなどとの連携の促進 / 地域に開かれた子育て交流・相談の場の充実 / 地域・多世代交流事業の継続 / 子育て支援講座の継続 / 子育てに関する相談の推進

3. 子どもの健やかな育ちを保障するまちづくり

【現状と課題】

子どもの健やかな育ちのためには、まず子どもが子どもとしての権利を保障されなければなりません。そのため、人権学習を通して、子ども達に自分らしく生きる権利を有することを知ってもらうとともに、子ども達が本人や家族の障がい、貧困を理由として十分な子育て支援が受けられず満足した成長ができないということがないように、手当や相談、援助などの各種制度により側面的に支援していく必要があります。

また児童虐待は、障がいや貧困などの家族を取り巻く環境に起因して引き起こされることが多いことから、各家庭が持つさまざまな背景を踏まえながらそれへの支援と児童虐待防止を進めるため、子育て世代包括支援センターと同一機関となって連携が図れるよう「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向けて取り組んでいきます。

【施策の方向】

障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの権利を守るとともに、健康的な食生活を中心とした健康支援をすすめ、健やかな育ちを等しく保障することをめざします。

【主な取組】

①ひとり親家庭・生活困窮家庭への支援
福祉施策等の情報提供、相談窓口の継続実施 / ひとり親家庭の交流機会の継続的提供 / ひとり親家庭自立支援策に関する関係機関との連携 / ひとり親家庭福祉医療費の充実に向けた国・府への要望
②障がい児のいる家庭への支援
特別児童扶養手当、障がい児福祉手当等の適正な支給 / 補装具交付・修理の継続
③障がい児への支援の充実
障がい児福祉サービス関連事業者との連携 / 利用者負担軽減の継続
④青少年の心のケア
電子メールや電話等を使った教育相談窓口の継続による相談活動の充実
⑤児童虐待の防止
訪問事業による虐待の未然防止、早期発見 / 子育て世代包括支援センターとの連携による「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置 / 虐待防止に関する啓発事業の実施 / 虐待対応機関との連携強化
⑥幼いころからの人権学習の推進
市民人権学習会「城陽市民大学人間コースの実施
⑦乳幼児の健康の推進
健康診査の内容の充実 / 一貫した健康診査体制の確立と受診勧奨 / 未受診家庭に対する訪問での状況把握による虐待防止や育児不安の軽減 / 健康診査のフォローのための母子訪問指導の充実 / 健康相談等の活用や不安・悩みが語れる教室運営 / むし歯のない幼児の増加推進 / 幼児期からの食育の推進 / 健康保持と疾病予防についての相談窓口・学習機会の充実及びパンフレット等による情報提供
⑧医療機関との連携
妊産婦の健康支援の充実 / 予防接種や健康診査などの年齢期ごとの保健予防の充実 / 乳幼児の緊急医療体制や休日急病診療所の充実 / 周産期医療の体制確保
⑨医療費支援制度の充実
子育て支援医療費の充実に向けた国・府への要望
⑩不妊治療助成の充実
不妊治療等助成制度の啓発と充実
⑪青少年を取り巻く生活環境の浄化
「公園と映画の集い」、市青少健主催による「ネットワークづくり懇談会」「立ち入り調査」「遊びの博物館の薬物乱用防止啓発コーナー」の実施 / 家庭・学校・地域及び警察などの関係機関と連携した取組の推進 / 安心安全メールによる情報提供の継続

4. 子育てによるこびや生きがいを感じるまちづくり

【現状と課題】

人口減少や核家族化の進行が、子育てに与える影響は深刻であり、本市の調査ではご近所付き合いについて「ほとんどなくあいさつをする程度」という状況にあるにもかかわらず「子どものしつけ方」「食事や栄養」について悩みや不安を抱える保護者が多く、こうした家庭の早期からの把握と情報提供を行う必要があります。

そこで、母子手帳を交付する子育て世代包括支援センター（すくすく親子サポートカウンター）で家庭の把握を一層努め、また子育てに関する情報もSNSなど子育て世代のニーズに即した媒体を利用して発信しなければなりません。

一方で、これから成長し大人になっていく世代には、意欲的に結婚・出産に目を向けてもらえるよう、人権学習の推進や家庭生活に関する知識を習得してもらうとともに、ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画の推進が必要となります。

【施策の方向】

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てに取り組む人々があります。また、親自身は、周囲のさまざまな支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、こうした成長していく過程を支援していくことが必要とされています。このような状況の中で、安心とよろこびと誇りを持って子育てができるように子どもと子育て家庭に寄り添った支援を行います。

【主な取組】

①妊産婦保健・子育て包括支援センター事業の充実
センターにおける、すべての妊婦との面談、情報提供、支援 / 妊婦教室の内容充実・参加促進による母親の健康保持と出産に関する正しい知識の習得 / 父親に対する母子保健についての啓発推進
②行政における男女共同参画の推進
関係団体の参加促進とリーダー等の人材育成 / 地域活動・職業生活における女性の活躍推進に関する情報発信・啓発 / 行政における女性職員の管理監督職への登用の推進 / 各種審議会・委員会などへの女性の参画・登用の積極的推進
③家庭での役割分担の見直し
男性の家庭生活への参加促進
④ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
パンフレット、ポスター、広報紙への啓発記事の掲載、働く女性の家やぱれっと JOYO の事業等による取組
⑤子育てに関する情報提供の充実
各種広報媒体による子育て関連施策のタイムリーな情報提供
⑥からだと性、家庭生活に関する知識習得機会の充実
保健や学活、家庭科などの教育の充実による子育てに関する正しい知識の醸成

5. 協働による子育て支援

【現状と課題】

社会の変容に伴って子育て支援の考え方も変わります。行政の子育て支援制度の継続的な見直しはもちろん、企業等では労働環境における子育て支援の観点での取組や考え方の浸透、子どもや保護者の抱える課題に対し身近で敏感に察知し、柔軟に対応できる自治会・子ども会などの地縁団体、子育てに関わりたい大人によるファミリー・サポート・センター事業、子育てサークルなどの市民活動団体の醸成など、これからの子育て支援においては、行政、地域、職場あらゆる立場の大人達がその問題を解消するよう努めなくてはなりません。

【施策の方向】

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけではなく、将来の城陽市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識が必要です。また、家庭、学校、地域、職場などの社会のあらゆる分野におけるすべての人が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす社会をめざします。

【主な取組】

①ゆとりある就労環境整備に向けた啓発
パンフレット、ポスター、広報紙への啓発記事の掲載による取組
②子育てサークル等への支援充実
子育てサークルへの支援、サークル同士の交流促進
③家庭・学校・地域の連携強化
放課後子ども教室、土曜子ども教室の継続的实施・開設支援
④ファミリー・サポート・センターの充実
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の推進 / ファミリー・サポート・センター活動促進補助金の交付 / 会員増加への取組の推進
⑤地域活動の促進と充実<各種教室や親子ふれあい事業の充実>
生涯学習の拠点としての「文化パルク城陽」の利用促進及び市民サービスの向上 / 「城陽市子どもの読書活動推進計画」に基づく図書資料等の充実 / 「おすすめブック30」に基づく子どもの読書推進 / ボランティアグループなどとの連携による絵本の読み聞かせ等の取組の充実 / コミセンにおける各種教室・親子ふれあい事業の充実
⑥地域活動の促進と充実<スポーツ・レクリエーション活動>
城陽市子ども会後援会協議会への財政的支援をはじめとした支援 / ニューススポーツをはじめとしたスポーツ教室や大会の実施
⑦公共機関や民間事業所等への啓発
ユニバーサルデザイン車両による「城陽さんさんバス」の運行 / 駅構内のバリアフリー化に向けた鉄道事業者との協議
⑧子育てに優しい生活環境づくり
道路の補修・改良や交通安全施設の整備等の適正な維持管理 / 道路の安全な通行意識の啓発 / 市PTA連絡協議会からの通学路改善要望に基づく道路環境の改善 / 日常的な遊具の点検等維持管理と社会の変容に対応した公園整備 / 城陽五里五里の丘（木津川運動公園）の早期整備に向けた要望 / バリアフリーの基準・条例等に基づく安心安全な道路整備・公園整備 / 定期的な清掃や緑化による、公園・道路などの良好な環境整備 / 桜づつみ、青谷梅林、緑と歴史の散歩道などの修繕・修復、自然環境保全